

橋本市立橋本中央中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない人権侵害行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員がいじめの兆候を見逃さない、見過ごさないように努める。また、学校全体で発見したいじめに組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友達との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感を持ち、互いに認め合える人間関係をつくり、集団を構成する一人として自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒の自己肯定感や自己有用感を育み、保護者・地域・関係機関と共に魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒や保護者・地域からの訴えを、特定の教員が抱え込むことがないように、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導部、養護教諭、学級担任や部活動顧問等で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー等を加える。

(1)「いじめ防止対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・いじめ防止の年間計画を作成し、学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策をいじめ防止対策委員会で検討し、いじめ基本防止方針を更新していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議において「学校いじめ基本防止方針」の周知を図り、教職員で共通理解する。
- ・文部科学省初等中等教育局の別添「いじめの認知について」を用いて、いじめの正確な認知に向けた職員研修を行い、共通理解する。
- ・いじめアンケートや生徒との面談結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校のホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応について、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。
また、必要に応じて、外部の関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

（１） いじめの未然防止の取り組み

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学校づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットや SNS の正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないように継続的に指導する。

（２） いじめの早期発見の取り組み

- ア いじめアンケートや生徒面談を定期的実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話やスクールカウンセラー等、相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

（３） いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ いじめられた生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ いじめに関わった生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールサポーター等の専門家や、警察署、児童相談所、橋本市生徒指導上の諸問題対策専門委員会等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上や SNS でのいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開き、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

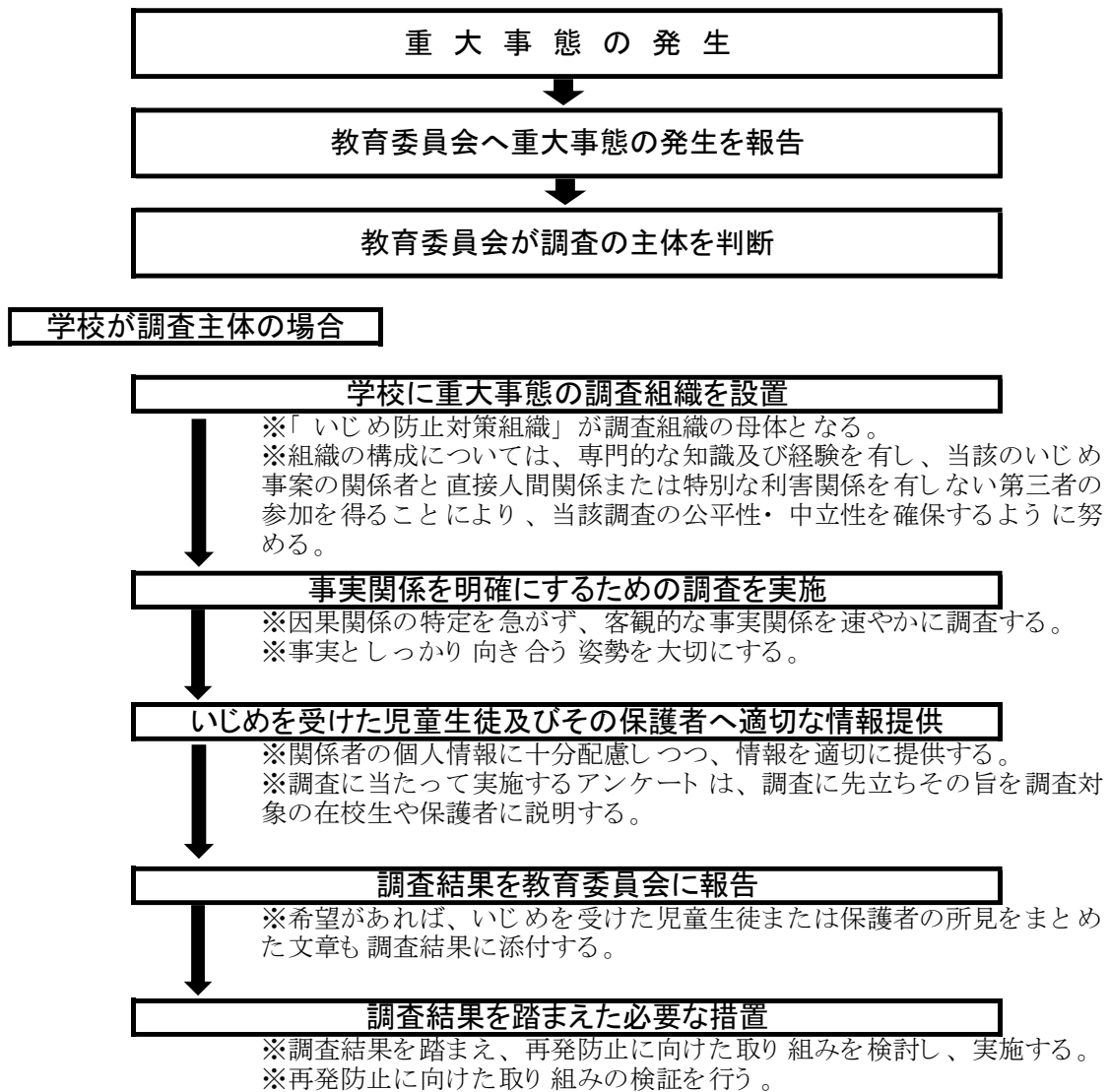
5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）を用いて見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価、保護者への学校評価アンケートを実施（8月、2月）し、いじめ対策委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フォロー図】



【取り組みの年間計画】

		教職員への研修等	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との連携
4月	P	○学校いじめ基本方針の内容確認	○スクールカウンセラーの周知 ○学級開き・学年開き	○いじめ相談窓口の設置 ○身体計測	○入学式
5月			○態度教育 ○家庭訪問 ○修学旅行	○いじめアンケートの実施 ○家庭訪問	
6月				○内科検診	
7月			○個人面談	○個人面談	○三者面談
8月	C A	○いじめ問題研修会 ○教職員による 「取り組み評価アンケート」の実施	○人権教育（平和学習）		
9月			○体育祭	○いじめアンケートの実施	
10月			○1学期の反省	○個人面談 ○身体計測	
11月			○校内文化祭 ○薬物乱用防止教室		
12月	D C A	○教職員による 「取り組み評価アンケート」の実施	○情報モラル教室の実施	○個人面談	○三者面談
1月				○いじめアンケートの実施	
2月		○学校評価の結果を検証し 「いじめ防止基本方針」の見直し			○学校評価
3月			○予餞会 ○卒業式 ○2学期の反省		
通年		○校内いじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○全校集会における学校長講話 ○道徳・体験活動の充実 ○わかる授業の充実	○健康観察 ○定期的な個人面談の実施 ○SCによる相談	○あいさつ運動 ○1日・15日の交通指導